

公認サークルになるには・・・

公認サークルとは

「公認サークル」とは、一定の要件を満たして大学から公認されたサークルで、サークル活動の中心的存在です。「学生の会」「学生稲門会」「同好会」「学外 NPO 等に所属するサークル」および「学術院承認サークル」の総称を「公認サークル」としています。上記にあてはまらない団体が「公認」という名称を使用することはできません。

サークル公認資格について

公認サークルとして活動を行うためには、サークル設立の申請をすることが必要となります。サークルは、まず「同好会」からスタートし、一定年数の経過後、申請が認められれば「学生の会」となります。（「学生稲門会」、「学外NPO 等に所属するサークル」や「学術院承認サークル」は、「学生の会」にはなれません）

公認サークルは次のような便宜供与を受けることができます。詳細は、学生部Webサイトで確認可能です。

【学生部Webサイト】 <http://www.waseda.jp/student/index.html>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 学生会館や早稲田小劇場どらま館等の使用② 教室および施設の利用③ 新歓活動等での場所等の利用④ 課外活動補助金の受給⑤ 大学行事への参加 |
|--|

公認サークルになるための要件

公認サークルとして新規登録を申請するためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

1. 早大生のみで21人以上、かつ2学部以上にまたがって構成員があること。
2. 設立するサークル名で、学内外での活動実績が1年間以上あること（入学以前の活動は認めません）。
3. 領収証を添付した1年間以上の会計報告があること。領収証は必ずサークル名を宛名とし、但し書きなどで使途内容が明記されており、かつ発行者の住所・電話番号・捺印があること。
4. 会長（※）、幹事長、副幹事長および会計を1人ずつ置いていること。
5. その他、大学が必要と認める事項による。

(※) 会長について

- ・公認サークルの会長は、本学の専任教員、特任教授、教授（任期付）、准教授（任期付）または専任職員でなければなりません。ただし、研究を目的とするサークルにあっては、専任教員、特任教授、教授（任期付）または准教授（任期付）でなければなりません。
- ・2017年度までは、公認サークル会長の兼務数の制限は5となっていたましたが、サークル活動内容の把握とサークル員へ適切な指導をいただく会長の負担を考慮し、会長の兼務数の上限を2に変更しました。（教授（任期付）および准教授（任期付）が会長になることができるのは、1つの公認サークルまでです。）なお、経過措置により、2017年度末時点で3以上のサークルを兼務している会長については、会長を継続いただくことができます。

公認サークル新規設立申請の際提出する書類について（申請要件一例）

公認サークルとなることを希望するサークルは、下記のような提出書類（指定の書式あり）を準備し、指定の期間に提出する必要があります。書類は学生生活課3番カウンターにて、所定の期間に配付します（例年、春申請の場合は3月初旬、秋申請の場合は9月初旬）。

<提出書類一例>

- 公認サークルに関わる申請書（「公認」資格継続申請 または 新規設立申請）
- 会員名簿
- 会計報告書
- 会計報告書領収証貼付用紙
- 飲酒に関する誓約書
- サークル講習会受講証（サークル控え）
- その他、サークル活動内容が分かる資料（機関誌やイベント実施時のチラシ等。指定書式なし）

<サークル講習会について>

公認サークル新規設立申請には、「サークル講習会」の事前受講が必須です。サークル講習会を受講したサークルには「受講証」を発行します。公認サークル新規設立申請には、「受講証」を手続き書類と一緒に提出することが必須条件となります。受講しないと新規設立申請ができませんので注意してください。サークル講習会日時については、学生部 Web サイトに掲載するお知らせにて確認してください。

<重要！>

早稲田大学のサークル「公認」資格は年度更新となっており、公認サークルを次年度も継続したい場合は、指定の期間に手続き書類を提出する必要があります。なお、「公認」資格を継続申請しないサークルは公認サークルではなくなり、各種便宜供与が受けられません（学生会館が使用できない、課外活動補助金の申請コースが制限されるなど）。

以 上